令和6年1月9日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時:令和6年1月9日(火) 午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所:高森町役場 第1・2委員会室

3、出席委員

1番	芹口	民雄	2番	下田	修一	3番	野尻	範仁
4番	宇藤	信喜	5番	後藤	則和	6番	本田	逸雄
7番	甲斐	幸一	8番	二子石	富士夫	9番	大西	六三
10番	谷川	春水	11番	髙崎	堅誌	12番	三森	伸治
13番	安藤	吉孝	14番	山村	珠美			

- 4、欠席委員 なし
- 5、議事日程
- 第1 議事録署名委員の指名に関する件
- 第2 農地法第18条の規定による小作解約について

[合意解約] 【一般】

- 第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件
- 第4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地 利用集積計画(案)の承認について 【一般】
- 第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地 利用集積計画(配分)(案)の承認について

【中間管理・農地バンクー括方式】

6、農業委員会事務局職員

局長芹口孝直係長今村翔太参事後藤健一

事務局 皆さん、新年あけましておめでとうございます。

今年もよろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりました。

本日の出席委員14名中、全員出席していただきましたので、委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席を得ましたので、会の成立を報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をお願いいたします。

会長あけましておめでとうございます。

本年もよろしくお願いします。

本日は寒い中、御出席いただき、ありがとうございます。

今年が始まった早々、能登沖の地震そして、2日目の羽田空港の 滑走路で衝突事故という大きい事案が続けてありました。

能登地震については、亡くなられた方々に対し弔意を示したいと 思います。

被災者の皆様方には、お見舞いを申し上げます。

今年の農業も台風とか大雨などの災害、また温暖化による気温の 上昇により作物の高温障害とか生育障害ということが、なければい いと思っているところでございます。

今回の総会については、議案が1件、あと報告と承認が数件あります。

皆さんと一緒に、進めてまいりたいと思いますので、よろしくお 願いします。

「議第35号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署 名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和6年1月9日提出、高森町農業委員会会長 髙崎堅誌。

議 長 はい。議事録署名ということですが、こちらから指名してもいい ですか。

(複数委員) はい。

議長はい。今回は9番委員と、10番委員にお願いします。

「報告第14号」

事務局 農地法第18条の規定による小作解約について [合意解約] 【一般】。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和6年1月9日提出、高森町農業委員会会長 髙崎堅誌。

議 長 はい。これは農地法18条の報告議案です。

これは小作契約の解約ですので、事務局から説明をしていただきます。

事務局 4ページをお開きください。番号1、借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意の合意解約です。

補足資料は、3ページの下の赤枠で囲ってあるところです。 事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませ んか。

事務局 あと補足としまして、来月だと思いますが、この案件について生前贈与を考えられてますので、贈与の3条案件が来月出されるということでした。

一応補足させていただきます。

議 長 質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということです。

これは農地法18条の規定による報告ですので、承認いたします。

次に行きたいと思います。

「議第36号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年1月9日提出、高森町農業委員会会長 髙崎堅誌。

議 長 はい。この議案に入る前に、2番委員、退室をお願いします。 (2番委員 退室) 議 長 はい。議第36号、農地法第3条審議資料の1番です。

これは私の担当地区ですので、私から説明させていただきます。

農地法第3条審議資料の1番、補足資料が4ページから6ページです。

譲渡人、譲受人、農地の情報は左記のとおり、相手方の希望により農地を取得するものです。

審議のほどをよろしくお願いします。

事務局から、許可基準を補足させていただきます。

申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的にみて本許可申請については許可相当で あると判断しております。

以上です。

議 長 はい。今、事務局から説明もありましたが、質問はありません か。

(複数委員) ありません。

議長 それでは、ないということですので、この件については可決します。

(2番委員 入室)

議長

次、「議第37号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画(案)の承認について【一般】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年1月9日提出、高森町農業委員会会長 髙崎堅誌。

議 長 はい。

この議案も農用地利用集積計画ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 8ページをお開きください。

番号1です。利用権の設定を受ける者、利用件を設定する者は、

記載のとおりです。

新規で賃貸借権の設定をするものです。

土地の所在地、契約期間等はここに記載してあるとおりです。

補足資料は8ページをお開きください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。今説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長はい。ないということですので、この議案については承認いたします。

次、「議第38号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画(配分)(案)の承認について【中間管理・農地バンクー括 方式】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年1月9日提出、高森町農業委員会会長 髙崎堅誌。

議 長 はい。この議案も農地バンク一括方式ということですので、事務 局から説明をお願いします。

事務局 10ページをお開きください。

まず、番号1です。貸出人が農業公社を通して、借受人に対し賃 貸借権の設定をするものです。

土地につきましては、10ページに記載のとおりです。

1 筆計 3, 7 6 9 ㎡、貸付金額については 1 筆あたりで契約されておられますが、こちらは 1 0 a 当たりの単価での議案表記になっておりますので、端数まで出ております。

契約期間は10年間です。

補足資料は10ページです。

続きまして、番号2です。こちらは貸出人が農業公社を通して借 受人に対し賃貸借権の設定をするものです。

土地につきましては、10ページに記載のとおりです。

 おりますので、端数まで出ております。

こちらも契約期間は10年間です。

補足資料は11ページです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件についても何 か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この案についても承認いたしま す。

これで、今回の議案のすべてが終わりました。

また1年間、いろいろとあるかと思いますが、よろしくお願いします。

本日はこれで終わりたいと思います。

皆さん、お疲れ様でした。